

支援制度

府中市の各種支援制度について紹介します。

府中市の支援制度

府中市の各種支援制度を知っておこう。

木造住宅耐震診断・耐震改修等助成事業

1981年(昭和56年)5月31日以前に建てられた建物は要注意!

助成の対象

- ①旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に建築)の一戸建ての木造住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む※1)
- ②現に住宅の所有者等※2が居住し、かつ住民登録をしていること※3
- ③市税等の滞納がないこと

- ※1 店舗等の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満であるものに限り、延べ面積の2分の1未満であるものに限り、延べ面積の2分の1未満であるものに限り、延べ面積の2分の1未満であるものに限り。
- ※2 所有者等とは、所有者本人及び所有者の二親等以内の親族をいいます。
- ※3 耐震診断及び耐震改修は、現に居住している場合のほか、所有者等が診断・改修の実施後速やかに居住する予定の場合も助成対象となります。また、耐震除却は除却の実施前まで居住し、かつ完了時まで所有者等であり続けることを要件とします。

助成の項目と支援内容

項目	対象	支援内容
耐震診断	上記の「助成の対象」に当てはまる方	助成限度額12万円 (耐震診断費用の3分の2)
耐震改修	上記の耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断され、府中市内で建設業の「建築工事業の許可」を得た建設業者で、むさし府中商工会議所が行う耐震補強に関する講習を受講した業者が行う耐震改修工事	助成限度額110万円 (耐震改修費用の2分の1)
耐震除却	上記の耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断され、建設業法の解体にかかる許可または建設リサイクル法の登録を得ている業者が行う除却工事	助成限度額50万円 (除却費用の2分の1)
耐震シェルター等の設置	上記の耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断され、世帯の状況が次のいずれかに該当する場合 ●65歳以上の方のみで構成された世帯 ●身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方	助成限度額30万円 (設置費用の4分の3)

木造住宅耐震アドバイザーの派遣制度

建築士がアドバイザーとして訪問し簡易的な耐震診断を行い、耐震改修の方法や耐震化事例の紹介などの耐震相談を行い、住宅の耐震化に関するアドバイスをを行います。

※費用については無料となります



耐震化についての
問合せ

都市整備部 住宅課 住宅安全係
電話：042-335-4173

ブロック塀等安全対策費用助成事業

ブロック塀を点検しよう!

府中市では府中市耐震改修促進計画に基づき、ブロック塀等に倒壊防止対策の推進を図り、災害時などの避難経路となる道の沿道にある民間のブロック塀等の倒壊による被害を防止し、市民の安全・安心を図るためブロック塀等の安全対策事業を行う者に対し工事費用の一部を助成します。



助成の項目と支援内容

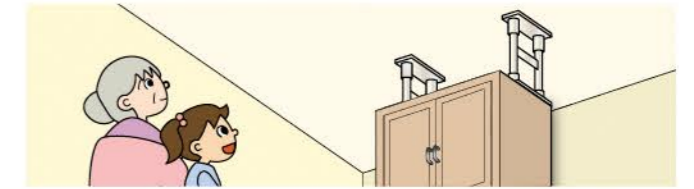
項目	対象	支援内容
ブロック塀等の除却及び建替	<ul style="list-style-type: none"> ●府中市耐震改修促進計画に位置付けられた避難路及び、指定通学路などに面しているもの ●耐震診断の結果倒壊の危険性があると判断されたもの ●建て替え後、地震に対して安全な構造となるもの 	助成対象費用の3分の2 (限度額1メートルあたり8万円の3分の2)
国産木材を使用した木塀		1メートルあたり8万円から19万6千円の部分については10分の10の加算助成となります(上限25メートル)

ブロック塀等の助成についての問合せ 都市整備部 建築指導課 狭あい道路係
電話：042-335-4327

家具転倒防止器具支給事業

高齢者や障害のある人がいる世帯への支援。

府中市では家具の転倒・落下・移動防止対策として、高齢者や障害のある人がいる世帯に対して支援事業を行っています。



対象世帯と支援内容

	高齢者のいる世帯	障害のある人がいる世帯
対象	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅で生活し、介護保険「要介護3」以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅で生活し、身体障害者手帳1・2級 ●在宅で生活し、愛の手帳1・2度 ●在宅で生活し、精神障害者保健福祉手帳1級
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ●本人及び世帯全員が市民税非課税であること ●過去に市の制度による家具転倒防止器具の支給を受けていない世帯 <p>家具転倒防止器具(突っ張り棒タイプ・下敷きタイプ)を府中市が委託した業者(シルバー人材センター)がご自宅の家具等に取り付けます。ただし、1世帯3組まで(突っ張り棒タイプは1組まで)で、1回限りです。 ※自己負担で購入した器具の設置及び自身で取り付けした器具や工事費の助成はできません</p>	
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉保健部 介護保険課介護サービス係 <p>電話：042-335-4470</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉保健部 障害者福祉課生活係 <p>電話：042-335-4545</p>